

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、社会経済構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等に伴い、食を取り巻く環境は大きく変化しています。食生活においては、米を中心として多様な副食からなる「日本型食生活」を基本とした食生活から個人の好みに合わせた食生活へと食の多様化が進展しています。その結果、脂質の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題が生じています。さらに、食の多様化が進む一方で、地域の伝統的な食文化が失われつつあります。

このような中、国では「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として、平成17年6月に「食育基本法」を制定、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」を策定しました。県では平成19年3月に「岡山県食育推進計画」を策定しました。

本市においては、平成19年12月に「津山市食育推進計画」を策定し、これまで、この計画に基づき、家庭、地域、教育現場(保育所、幼稚園、学校)、生産者・食品関連事業者、行政等が連携を図りながら、津山の地域特性を生かした食育の推進に取り組んできました。

その結果、食育の認知度の向上、教育現場での子どもたちに対する食育や地域での食育の推進等、本市における食育の取り組みは着実に広がってきています。

一方、平成23年度に実施した調査結果では、食習慣の改善が必要とされる項目もあり、生活習慣病予防や健全な食生活の実現に向けて、さらに取り組みを進める必要があります。

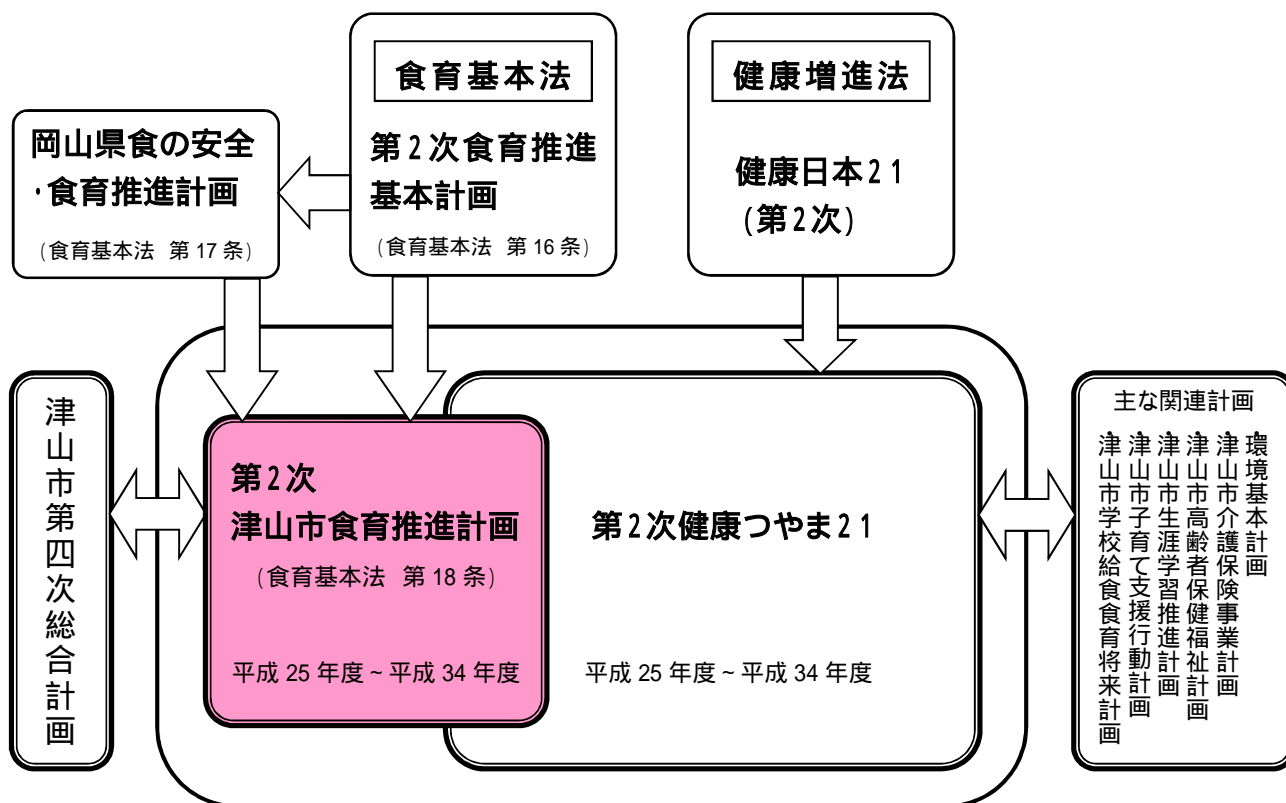
本市では、平成15年3月に健康寿命の延伸、生活習慣病の減少、生活の質の向上を目指し、一次予防に重点をおいた健康づくり計画「健康つやま21」を策定し、健康づくりを推進しています。この計画の「栄養・食生活」の部分と食育推進計画は密接に関係するため、整合を図りながら健康づくり及び食育の取り組みを総合的に推進していくことが効果的です。

当初の計画は、平成22年度に「健康つやま21後期計画」に合わせて計画期間を2年間延長したため、平成24年度で終了します。これまでの成果と課題を踏まえ、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針や目標を定めた「第2次津山市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項に基づき策定する市町村食育推進計画です。

「津山市第4次総合計画」、「第2次健康つやま21」その他、本市の主な関連計画等と整合を図るものとします。



食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成34年度までとします。なお、5年後に中間評価を行い、必要に応じて目標値等の見直しを行います。その際には、国の食育推進基本計画を反映させることとします。また、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34年度
策定					策定										
計画実行						第2次計画実行									
					評価						中間評価				最終評価

4 国・県の動向について

国の第2次食育推進基本計画の重点課題

第2次食育推進基本計画においては、コンセプトが「周知」から「実践」へと見直され、重点課題として「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」が掲げられています。

共食(きょうしょく): 家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ること

岡山県食の安全・食育推進計画の食育推進の柱

岡山県食の安全・食育推進計画では「食を通じた健康な人づくり・地域づくり～知識から行動へ～」をスローガンに、3つの柱「人と人をつなぐ」、「健康な体をつくる」、「豊かな心を育む」による食育の推進が掲げられています。

食育基本法第18条において、「市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。」とされていることから、国の3つの重点課題、県の食育推進の柱を踏まえ、食育の推進に取り組みます。

5 計画の推進体制

本市の地域特性を生かした食育を推進するため、家庭、地域、教育現場(保育所、幼稚園、学校)、生産者・食品関連事業者等様々な領域において、総合的に食育を進める必要があります。また、行政の各部署が横断的な連携を図りながら、関係機関・団体との協働により計画を推進していきます。

特に食育は、個人や家庭で主体的に取り組むことが基本であるため、地域等の様々な領域の連携により、市民一人一人が、食育の意義や必要性を理解し、自ら食育に取り組むことができるような環境づくりに取り組みます。

計画策定後は、この計画を着実に推進するため、計画の進行管理を随時行います。また、津山市食育推進会議等において推進状況等を審議し、助言を行います。

